津南ロータリークラブ

D―2630

―― 定　款

―― 細　則

―― 内　規

２０２３年改訂版

標準ロータリークラブ定款

＊解釈の仕方：RI定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである（国際ロータリー定款第14条より）。

津南　ロータリークラブ

第１条　定義

1．理事会：本クラブの理事会
2．細則：本クラブの細則
3．理事：本クラブ理事会の理事
4．会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5．RI：国際ロータリー
6．衛星クラブ（該当する場合）：潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある
7．書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8．年度：７月１日に始まる12カ月間

第２条　名称

本会は、津南ロータリークラブとする。
（国際ロータリー加盟会員）

第３条　クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

(a)　「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
(b)　五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
(c)　会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
(d)　ロータリー財団を支援すること
(e)　クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第４条　クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：津市

第５条　目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第１　知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第２　職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第３　ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

第４　奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第６条　五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

１．奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

２．奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

３．奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

４．奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

５．奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第７条　会合

第１節 — 例会。

(a)　日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くもの

とする。

⑹ 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。

⑹ 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。

⑹ 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。

⑴ 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合

⑵ 会員の葬儀の場合

⑶ 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または

⑷ 地域社会での武力紛争がある場合

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

⑹ 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節⑹と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節⑹の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

⑹ 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 ― 年次総会。

⑹ 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。

⑹ 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 ― 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条　会員身分

第1節 ― 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 ― 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員とし

てRIに報告される。

第 3 節 — 正会員。RI定款第 4 条第 2 節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第 4 節 — 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第 5 節 — 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

(a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または

(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 6 節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

(a) 会費の納入を免除される

(b) 投票権を持たない

(c) クラブのいかなる役職にも就かない

(d) 職業分類を持たない

(e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第 7 節 — 例外。細則には、第 8 条第 2 節および第 4 〜 6 節に従わない規定を含めることができる。

第 9 条　クラブの会員構成

第 1 節 — 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第 2 節 — 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条　出席

第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

(a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する

⑹ 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する

⑹ クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから１週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または

⑹ 次のような方法で同じ年度に欠席をメークアップする：

⑴ 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。

⑵ 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。

⑶ 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。

⑷ 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

⑸ クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。

⑹ ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または

⑺ RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第２節 ― 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第３節 ― その他のロータリー活動による欠席。欠席のメークアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

⑹ 第⑴⑷⑺節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

⑹ 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。

⑹ ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。

⑹ RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。

⑹ メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または

⑹ 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 4 節 ― RI役員の欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 ― 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。　ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第 6 節 ― 出席の記録。本条第 5 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第 7 節 ― 例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条　理事および役員および委員会

第 1 節 ― 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第 2 節 ― 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 ― 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第 6　節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第 4 節 ― 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、 1 名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第 5 節 ― 役員の選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。

会長を除き、各役員は選挙された直後の７月１日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上２年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の７月１日に、会長エレクトになる。会長は、７月１日に就任し、１年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長１年間延長される。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが１年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも１年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第６節 ― 本クラブの衛星クラブの組織運営。

(a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。

(b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および４～６名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

(c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第７節 ― 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

(a) クラブ管理運営

(b) 会員増強

(c) 公共イメージ

(d) ロータリー財団、および

(e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条　会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条　会員身分の存続

第 1 節 — 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

(a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。

(b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払。

(a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。

(b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節 — 終結 — 欠席。

(a) 出席率。会員は、

(1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 例外。細則は、第13条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第 5 節 — 終結 — その他の理由。

(a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 6 節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

(a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。

(b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第 7 節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第 8 節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第 9 節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本ク

ラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、

(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、

(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条　地域社会、国家、および国際問題

第 1 節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第 2 節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第 3 節 — 政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第 4 節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2 月23日の週は、世界理解と

平和週間である。この１週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条　ロータリーの雑誌

第１節 ― 購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第２節 ― 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条　ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条　仲裁および調停

第１節 ― 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第２節 ― 調停または仲裁の期限。要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第３節 ― 調停。調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または

(c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

(a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を１部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調

停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第１節に定める仲裁に訴えることができる。

第４節 ― 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ１名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は１名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第５節 ― 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条　細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条　改正

第１節 ― 改正の方法。本条第２節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第２節 ― 第２条と第４条の改正。第２条（名称）および第４条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低３分の２の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI 理事会に意見を提供することができる。

津南ロータリークラブ細則

第１条　定義

１．理事会：本クラブの理事会

２．理　事：本クラブの理事会メンバー

３．会　員：名誉会員以外の本クラブ会員

４．定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブ決定の場合は本クラブ会員総数の３分の１、クラブ理事会の決定の場合は理事の半数

５．Ｒ　Ｉ：国際ロータリー

６．年　度：７月１日に始まる12カ月間

７．定　款：標準ロータリー・クラブ定款であり本クラブの定款

第２条　理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員13名より成る理事会とする。すなわち本細則第３条第１節に基づいて選任された９名の理事および４名の役員である。

（理事会は、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督、およびその他の理事で構成される）

第３条　理事および役員の選任

第１節　理事および役員の選任

毎年10月最終例会において、その議長たる会長は会員に対して、次年度の13名の理事および役員を選考することを求めなければならない。

その選考は、クラブの決定するところに従って運営委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし運営委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。

選考された候補者は、年次総会の承認を得て選任された後、１週間以内に次期理事会を開き、理事、役員の担当部門を決めて会員に発表する。

選任された会長候補は、次の７月１日に始まる年度に、副会長として理事会のメンバーを務め、次年度直後の７月１日に、会長エレクトに就任する。

第２節　理事および役員の欠員補填

理事および役員に生じた欠員は、残りの理事および役員が構成する理事会の決定によって補填する。

第４条　理事及び役員の任務

第１節　会長

会長は、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第２節　直前会長

直前会長は、クラブの理事を務める。

第３節　会長エレクト（次期会長）

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行う。また、地区協議会終了後は、速やかにクラブ協議会を開催し、次年度方針を全クラブ員に伝達する。

第４節　副会長

副会長は、会長不在の場合、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第５節　理事

理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第６節　幹事

幹事は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年１月１日および７月１日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した７月１日または１月１日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月１日と４月１日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行う。

第７節　会計

会計は、すべての資金を管理保管し、毎年１回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たってはその保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第８節　会場監督

会場監督は、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務を行う。

第５条　会合

第１節　年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第２例会日までに開催される。そしてこの年次総会において次年度の理事および役員の選任を行わなければならない。

第２節　例会

本クラブの毎週の例会は直接顔を合わせる方法により、毎週火曜日12時30分に開催する。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または定款に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは定款第10条第１節と第２節の規定によるものでなければならない。但し、定款第10条第１節(d)項の「次のような方法で同じ年度に欠席をメークアップする：」とあるものを「次のような方法で例会の前後８週間以内に欠席をメークアップする：」に読み替えるものとする。また、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に関しては、理事会で承認されたものに限り出席とみなす。

第３節　年次総会および例会の定足数

会員総数の３分の１をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第４節　理事会

定例理事会は毎月第３例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー２名以上の要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第５節　理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第６条　会費

第１節　入会費

入会費は100,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。ただし、定款の規定に該当する場合はこの限りではない。この場合、入会費の免除を受けようとする移籍会員は、かつて属していたロータリー・クラブからの推薦書を提出しなければならない。

第２節　会費

会費は年額320,000円とし、この支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年半期に分かち、７月１日および１月１日に納入する。

第７条　採決の方法

本クラブの議事は、理事および役員を投票によって選挙する場合を除き、原則として口頭による

採決をもって処理する。

ただし理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

第 8 条　五大奉仕部門

第 1 節　活動の理念と実践

五大奉仕部門は本クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第 2 節　決議23－34の遵守

本クラブは、五大奉仕部門への取り組みの指針として、「社会奉仕に関する1923年の声明（決議23－34)」の理念を遵守する。そのため、この決議の全文を原文および訳文で付記する。

第 3 節　本クラブの理念

本クラブは、永年培われたクラブの伝統ある歴史と「ロータリーの綱領」や「四つのテスト」を尊重し、会員各自の職業を通して社会に奉仕することを誇りとし、明るく楽しく且つ品位と秩序ある活動を、積極的に展開することを喜びとする。

第 9 条　委員会

第 1 節　委員会の設置

第 8 条の奉仕活動の理念を具現化するために、以下の委員会を組織する。

(a) 会長は、理事会の承認の下に次の委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

青少年奉仕委員会

(b) 会長は、理事会の承認の下に、上記の委員会のほか、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置することが出来る。

(c) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつ。

(d) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

第 2 節　クラブ奉仕委員会

(a) 委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ、クラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(b) 会長は、理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

出席委員会

会報委員会

親睦委員会

雑誌・広報委員会

会員増強・選考委員会

プログラム委員会

職業分類委員会

ロータリー情報委員会

ニコボックス委員会

(c) クラブ諸委員会等の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または1名または数名の委員を3カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるよう努める。

(d) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、原則として各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命する。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行う。1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

(e) 広報委員会は、可能である限り、地元新聞もしくは広告関係の会員を委員の中に含めるように努める。

第3節　職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整する。

第4節　社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する社会奉仕に関する事柄において、その責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する。

第5節　国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が国際奉仕に関する事柄において、その責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する。

(a) ロータリー財団委員会

この委員会は、国際奉仕委員会の元に所属し、RIのロータリー財団の意義および内容を会員に徹底するとともに、この活動に協力するものとする。また、財団奨学生に対する支援を行う。

(b)　米山奨学委員会

この委員会は、国際奉仕委員会の元に所属し、ロータリー米山奨学会の意義および内容を会員に徹底するとともに、この活動に協力するものとする。また、米山奨学生に関する推薦事務および奨学金の支給並びに奨学生の在学中における生活指導などを行う。

第 6 節　青少年奉仕委員会

指導力養成活動、社会奉仕および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、若者の好ましい変化と地域の青少年の健全な育成に関し、その責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実践する。

第10条　委員会の任務

第 1 節　クラブ奉仕部門

(a)　クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を、与えるような方策を考案しこれを実施する。

委員長は、委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告する。

(b)　出席委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する方法を考案するものとする。特に本クラブの例会への出席を奨励し、出席できない場合の他クラブ例会への出席をすすめる。また、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを徐去することに努める。

(c)　会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、ロータリーへの関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるように努める。

(d)　親睦委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリー全般のレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たす。

(e)　雑誌・広報委員会

この委員会は、RI公式雑誌に対する読者の関心を喚起することを任務とする。そのために、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるよ

う努める。また、本クラブの活動を地元新聞などのマスコミを通じて広く一般に知らしめるよう努める。

(f) 会員増強・選考委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努める。また、会員に推薦された候補者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてこの委員会の決定を理事会に報告する。

(g) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配する。

(h) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行い、その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討し、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議する。

(i) ロータリー情報委員会

この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督する。

(j) ニコボックス委員会

この委員会はニコボックスの寄附金並びにその管理を行い、この寄附を通じて会員の親和をはかる。

第11条　出席義務規定の免除

会員は、理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

（注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。したがって出席同様にみなすものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、欠席と記録されなければならない。ただし、定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。）

第12条　財務

第1節　資金の保管

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される金融機関に預金しなければならない。

第2節　支払いおよび監査

すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。本クラブのすべての会計は、毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなけれ

ばならない。

第３節　安全確保

資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求すれば保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第４節　会計年度

本クラブの会計年度は７月１日より６月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを７月１日より12月31日、１月１日より６月30日に至る期間の半期に分けるものとする。RIに対する人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年７月１日および１月１日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第５節　予算

理事会は、各会計年度の初めにその年度の収支の予算を作成し、または作成させなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第13条　会員推薦の方法（正会員）

第１節　会員候補者の推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦に関して、すべての関係者は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。また、会員候補者については、「ロータリーの目的」に照らし合わせ理事会で協議決定する。

第２節　会員資格の確認

理事会は、会員選考委員会からの報告に基づき、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認する。

第３節　結果の通知

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第４節　会員申込書の署名

理事会の決定が肯定的であった場合、推薦者は被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求める。

第５節　入会承認

被推薦者についての発表後７日以内に、理事会に対しクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦について、理由を付記した書面による異議の申し立てが無かった場合は、その被推薦者は、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について審議の上、入会の可否を決定する。

第 6 節　入会式

会長は、入会が決定した会員の入会式を行い、会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するとともに、新会員がクラブに溶け込めるよう努め、理事会の承認の下に委員会に配属する。

会長もしくは幹事は、新会員に関する情報をRIに報告する。

第14条　決議

事の如何を問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議した後でなければ本クラブによって審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条　議事の順序

開会宣言
来訪者の紹介
来信、告示事項、およびロータリー情報
委員会報告
卓話その他のプログラム
閉会

第16条　改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。

定款およびRIの定款、細則と反するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

附　則

（施 行 の 日）

この改正規定は、総会の承認を受けて、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

決議23－34（全文・英語）

Policy Toward Community Service Activities

1923 Statement on Community Service

The following statement was adopted at the 1923 convention and amended at subsequent conventions:

In Rotary, Community Service is to encourage and foster the application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life.

In carrying out this application of the ideal of service many clubs have developed various community service activities as affording opportunities for service by their members. For the guidance of Rotarians and Rotary clubs and to formulate a policy for Rotary toward community service activities, the following principles are recognized and accepted as sound and controlling:

1) Fundamentally, Rotary is a philosophy of life that undertakes to reconcile the ever present conflict between the desire to profit for one's self and the duty and consequent impulse to serve others. This philosophy is the philosophy of service — "Service Above Self" and is based on the practical ethical principle that "They Profit Most Who Serve Best."

2) Primarily, a Rotary club is a group of representative business and professional people who have accepted the Rotary philosophy of service and are seeking:

First, to study collectively the theory of service as the true basis of success and happiness in business and in life; and second, to give, collectively, practical demonstrations of it to themselves and their community; and third, each as an individual, to translate its theory into practice in business and in everyday life; and fourth, individually and collectively, by active precept and example, to stimulate its acceptance both in theory and practice by all non-Rotarians as well as by all Rotarians.

3) RI is an organization that exists

a) for the protection, development, and worldwide propagation of the Rotary ideal of service;

b) for the establishment, encouragement, assistance, and administrative supervision of Rotary clubs;

c) as a clearing house for the study of their problems and, by helpful suggestion but not compulsion, for the standardization of their practices and of such community service activities, and only such community service activities, as have already been widely demonstrated by many clubs as worthwhile and as are within, and will not tend to obscure, the Object of Rotary as set out in the RI constitution.

4) Because they who serve must act, Rotary is not merely a state of mind, nor Rotary philosophy merely subjective, but must translate itself into objective activity; and the in

dividual Rotarian and the Rotary club must put the theory of service into practice.

Accordingly, corporate action by Rotary clubs is recommended under the safeguards provided herein. It is desirable that every Rotary club sponsor a major community service activity each fiscal year, varied from year to year if possible, and to be completed if possible before the end of the fiscal year. This activity is to be based upon a real community need and should require the collective cooperation of all its members. This is to be in addition to the club's continuing its program for the stimulation of the club members to individual service within the community.

5) Each individual Rotary club has absolute autonomy in the selection of such community service activities as appeal to it and as are suited to its community; but no club should allow any community service activity to obscure the Object of Rotary or jeopardize the primary purpose for which a Rotary club is organized; and RI, although it may study, standardize, and develop such activities as are general and make helpful suggestions regarding them, should never prescribe nor proscribe any community service activity for any club.

6) Although regulations are not prescribed for an individual Rotary club in the selection of community service activities, the following rules are suggested for its guidance:

a) Because of the limited membership of Rotary, only in a community where there is no adequate civic or other organization in a position to speak and act for the whole community should a Rotary club engage in a general community service activity that requires for its success the active support of the entire citizenship of the community, and, where a chamber of commerce exists, a Rotary club should not trespass upon nor assume its functions, but Rotarians, as individuals committed to and trained in the principle of service, should be members of and active in their chambers of commerce and as citizens of their community should, along with all other good citizens, be interested in every general community service activity, and, as far as their abilities permit, do their part in money and service;

b) As a general thing, no Rotary club should endorse any project, no matter how meritorious, unless the club is prepared and willing to assume all or part of the responsibility for the accomplishment of that which it endorses;

c) While publicity should not be the primary goal of a Rotary club in selecting an activity, as a means of extending Rotary's influence, proper publicity should be given to a worthwhile club project well carried out;

d) A Rotary club should avoid duplication of effort and in general should not engage in an activity that is already being well handled by some other agency;

e) A Rotary club in its activities should preferably cooperate with existing agencies, but where necessary may create new agencies where the facilities of the existing agencies are insufficient to accomplish its purpose. It is better for a Rotary club to improve an existing agency than to create a new and duplicative agency;

f) In all its activities a Rotary club acts best and is most successful as a propagandist. A Rotary club discovers a need but, where the responsibility is that of the entire community, does not seek alone to remedy it but to awaken others to the necessity of the remedy, seeking to arouse the community to its responsibility so that this responsibility may be placed not on Rotary alone but on the entire community where it belongs; and while Rotary may initiate and lead in the work, it should endeavor to secure the cooperation of all other organizations that ought to be interested and should seek to give them full credit, even minimizing the credit to which the Rotary club itself is entitled;

g) Activities which enlist the individual efforts of all Rotarians generally are more in accord with the genius of Rotary than those requiring only the mass action of the club, because the community service activities of the Rotary club should be regarded only as laboratory experiments designed to train members of a Rotary club in service. (23-34, 26-6, 36-15, 51-9, 66-49)

出典文献『Manual of Procedure』　2007

決議23－34（全文・日本語）

社会奉仕活動に対する方針
（Policy Toward Community Service Activities）
社会奉仕に関する1923年の声明

次の声明は1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1）ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕―「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

2）本来ロータリー・クラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。

まず第１に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。

第２に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。第３に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第４に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外のすべての人々が、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

3）RIは次の目的のために存在する団体である。

ａ）ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。

ｂ）ロータリー・クラブの設立、激励、援助および運営の管理。

ｃ）一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

4）奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な

行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリー・クラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリー・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援することが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

5）各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRIは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6）個々のロータリー・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

a）ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。

b）一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

c）ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。

d）ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

e）ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

f）ロータリー・クラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すよう

なことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられるほかのすべての団体の協力を得るように努力するべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

g）クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである(23－34、26－ 6 、36－15、51－ 9 、66－49)。

『2007年手続要覧』から

津南ロータリークラブ内規

理事および役員の選考要項

1．パスト会長会および理事・役員選考委員会

A．当クラブの諮問機関として、パスト会長会を設ける。
現会長は、会の根幹に関わるような案件について、歴代会長をもって組織する。
パスト会長会を招集し諮問することが出来る。

B．当クラブの中長期的運営計画を検討する機関として、運営委員会を設ける。
運営委員会は、2名のパスト会長、直前会長・会長・会長エレクト・副会長をもって組織し、現会長がこれを招集し統括する。

C．理事・役員の推薦は、運営委員会がこれを行い、必要あるとき会長はパスト会長会を開催し、助言を受けることができる。

2．理事および役員の選出方法

A．クラブ細則に則り、毎年10月最終例会において、現会長は、次期の理事候補者8名（次期クラブ奉仕担当副会長を含む）と役員候補者4名（次期副幹事を含む）の選考を、運営委員会に委嘱する。

B．委嘱された運営委員会は、日を定めて会合を開き、各候補者を選考する。
会長・会長エレクトは、それまでに、運営委員会に候補者を推薦することが出来る。

C．理事会の審議を経て、12月第2例会までに年次総会を開き、各候補者を発表し、総会の承認を求めるものとする。

D．承認された次期理事会は、年次総会後1週間以内に会合を開き、理事、役員の担当部門を決めて、会員に発表する。

3．各委員長、副委員長および委員の選任

A．次期会長は、次期理事を招集して、2月第1例会までに次期各委員長、副委員長および委員を選任し、理事会の承認を得て、発表する。

4．理事会における幹事、副幹事の役割

A．幹事は、役員としてその理事会において、理事と同等の発言権を有するものとする。尚、幹事は、理事会の記録をとる。

B．副幹事は、役員としてその理事会に出席し、意見を述べることが出来る。

会費関係の規定

1．会費、入会費およびその他は、次の通り納入する。（当クラブ細則第 6 条）

A．・入会費100,000円（入会諸費用等）

・退会された会員の同一企業から、引続いて会員となる者の入会条件は、理事会の決議に委ねる。

・元会員の再入会については、入会金及び入会諸費用を納入しなくてよい。

B．年会費320,000円（ 7 月、 1 月に分納する）

C．期間中の入会、退会について

⑴　入会者はその年度の残余期間の会費（入会月を含む計算）を納入する。

⑵　退会者の既納会費は返戻しない。

D．家族会、親睦会、その他の臨時の出費については、その都度、参加者が費用の全額、又は一部を負担する。

支出内規

1．ロータリーの公式参加費用の支出基準

会　　合	支　出　対　象	支　出　内　規
地区年次大会	会長、幹事	登録料、旅費
	出席を指名された会員、新会員	登録料
地区協議会	次期会長、幹事 出席を指名された会員	登録料、旅費
Ｉ・Ｍおよび研修会 その他の公式行事	出席を指名された会員	登録料、旅費
備　　考	上記以外に必要があれば、会長がその都度決める。 新会員は、入会 1 年未満の会員とする。 支出項目（登録料）は、協議会費とする。	

2．弔事に関する支出

種　　別	会員・夫人	両親・子供・OB（パスト会長）
供花代	1 対	1 基を原則とし会長がその都度決める。
香　　典	会員には、在籍年数により退会記念品に見合う香典をおくる。 但し、お返しは不要とする。	
弔　　電	会員、夫人、両親、子供、OB会員にクラブより弔電をおくる。	
そ の 他	元会員が逝去された際は、遺族の了解のもと会員に通知する。	

3．病気、傷病に関する支出

会員が、１ヶ月以上入院又は長期自宅療養を要すると認められる場合は、見舞金10,000円を贈る。但し、お返しは不要とする。

4．災害見舞

会員が、不慮の災害を受けたときは、見舞品又は見舞金を贈る。

その額および見舞方法は、会長が理事会に諮って決める。

但し、緊急の場合は会長が決めるが、直後の理事会に報告して承認を受ける。

5．顕彰記念品

会員が、国家並びに地域の功労者として顕彰を受けられた時は、記念品を贈り祝意を表する。

その額および贈呈の方法については、会長が理事会に諮って決める。

6．会長、幹事に対する記念品

会長、幹事の退任に際しては、毎年度当初において、前会長にはダイヤ入り、前幹事にはルビー入りのラベルボタンを贈呈する。

7．退会会員に対する記念品

会員が円満に退会されたときは、次の基準による記念品を贈る。

在籍年数	5年以上10年未満	10年以上	20年以上	30年以上
基　準　額	10,000円	20,000円	40,000円	50,000円

8．出席努力およびお祝いに対する記念品

A．出席奨励のため、前年度会長と前年度出席委員長が表彰の方法を相談し、理事会に諮って決める。

B．金婚式、銀婚式、古希、喜寿、還暦等を迎えられた会員に毎月第１例会において親睦委員長の披露により、会長が記念品を贈呈する。

9．クラブ運営に関する経費

A．諸会合に出席する会長、幹事および会員の費用について定めなきことは、会長が決定し、直後の理事会に報告する。

10．委員会活動に関する支出

A．委員会活動等の関連で開催される会合についての、クラブ会計よりの経費負担に関しては、別記様式による委員長のクラブ会長宛の報告書に基づき、原則として一名あたり3,000円を上限とする実費を支給する。なお、委員会開催にあたり、委員長は会長と相談する。また、必要があれば会長、幹事、会長エレクト、副会長（クラブ奉仕委員長）も出席することが出来る。

緊急対策特定資産の取扱に関する内規

（目　　的）

第１条　この内規は、津南ロータリークラブ緊急対策特定資産（以下本特定資産という）に関する積立、取崩その他の取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（本特定資産の目的）

第２条　本特定資産の目的は、ロータリークラブ又はロータリークラブ会員が震災、風水害その他これに類する災害のため、甚大な被害を被った場合、その災害復旧の支援をすることを目的とする。

（積立限度額）

第３条　本特定資産の積立限度額は金200万円とする。

（取　　崩）

第４条

１．第２条に規定する目的に充てるため、本特定資産の取崩を行う場合、会長は、理事会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

２．前項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があると認めた場合、理事会の議を経て、本特定資産の取崩を行うことができる。ただし、本取崩を行った日を含む会計年度に関する総会の承認を受けなければならない。

（運　　用）

第５条　本特定資産の運用は、他の資産と明確に区分し、元本が確実に回収できる方法により行わなければならない。

（内規の改廃）

第６条　この内規の改廃は総会の決議を経て行う。

附　　則

この内規は平成25年12月３日から施行する

予算、決算、事業計画

A．会長エレクトは、現会長と相談して次期理事会を招集し、次期予算案、次期計画案を確定する。現会長は、理事会の承認を得て、6月第3週までに臨時総会を開催して報告し承認を求める。

B．会長は、任期満了後速やかに決算を行い、前会長として臨時総会にて会計監査の承認を求める。

その他

A．定款第9条第3節(b)に規定された出席免除に関しては、当分の間これを適用しない。

B．定款第9条第1節(7)に規定されたウエブサイトを通してのメークアップは、当分の間これを適用しない。

附　　則

本内規を変更する場合は、次の手続による。

1．予算関係を伴う事項および組織の変更等、重要と認められる事項については、総会の議決を要する。

2．その他については、理事会の議決により変更し、例会において周知を図る。

この内規は、昭和43年7月1日から施行する。

平成4年11月　　一部改正
平成12年3月　　一部改正
平成15年4月　　一部改正
平成16年11月　　一部改正
平成18年2月　　一部改正
平成22年8月　　一部改正
平成26年8月　　一部改正
平成29年6月　　一部改正
平成31年3月　　一部改正